

特別障害者手当について

1 特別障害者手当とは

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

※診断書の内容により審査を行うため、障害者手帳を持たれていない要介護4、5の方などでも対象になることがあります。

2 手当額（月額）

27,350円

3 対象となる方

20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①別表アの障害が2つ以上ある方
- ②別表アの障害が1つあり、かつ、別表イの障害が2つ以上ある方
（別表イの障害は、別表アの障害とは別の障害である必要があります）
- ③上記①又は②と同程度以上の障害がある方
（肢体不自由や精神の障害などにより日常生活動作・能力に特に著しい制限がある方等）

ただし、次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- ①障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されている方
- ②養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所されている方
- ③病院、診療所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設等に継続して3か月を超えて入院されている方
- ④本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

※グループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅などは居宅サービスと位置付けられていることから、特別障害者手当の申請を行うことができます。

<別表ア>	<別表イ>
<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの 4 そしゃく機能を失ったもの 5 音声又は言語機能を失ったもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 7 1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢のすべての指を欠くもの若しくは1上肢のすべての指の機能を全廃したもの 8 1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※項目内容については別途細かい規定があります。この表に該当する方であっても診断書に基づいて決定しますので手当受給に該当しない場合もあります。

**4 申請・お問い合わせ窓口
各福祉事務所・支所**

5 手続の方法

次の書類を添えて、上記の申請窓口へ提出してください。

用紙は、上記の申請窓口へ備え付けてあります。

①認定請求書

②医師の診断書

③所得状況届

④本人名義の振込口座がわかるもの

⑤請求者本人の年金証書(写)及び年金受領額のわかるもの(省略できる場合もあります)

⑥その他必要な書類(※①認定請求書と③所得状況届には、個人番号の記載が必要となりますので、認定を受けようとする者と、その配偶者及び扶養義務者の個人番号が確認できる書類をご用意ください。)

※委任状があれば任意代理人の方でも本人に代わって請求することができます。

6 認定・支給方法

提出された書類を審査し、市が認定の可否を決定します。

認定されると、申請された月の翌月分からの手当が支給されます。

手当は、毎年2月、5月、8月、11月に、支払月の前月までの分が支払われます。